平成２９年（フ）第１１１号
長崎県長崎市桶屋町31番地３　グランドマンション603号
債務者　毎熊小百合（旧姓濵田）
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
長崎県東彼杵郡東彼杵町木場郷1167番地、旧住所長崎県長崎市矢上町42番29号　ラ　コリーヌ城山102号室、長崎県長崎市万才町３番33号　葉山ビル202号室
債務者　佐藤　敦
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８２９号
埼玉県志木市上宗岡１丁目16番33―105号
債務者　古川　絵梨
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　洋善
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９２号
大阪市鶴見区諸口１丁目13番10―105号
債務者　岡本　守雄
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　洞　良隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２９号
愛知県海部郡大治町大字西條字北屋敷93番地の２
債務者　小笠原孝司
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１０号
住所不定、住民票上の住所埼玉県鴻巣市宮前424番地３　オリス鴻巣Ａ　201
債務者　菅原　伸一
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０９号
愛知県碧南市鷲塚町６丁目８番地１　県営鷲塚住宅７棟207号
債務者　星野　沢子
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
愛知県刈谷市小垣江町南曲７番地８、前住所愛知県刈谷市富士見町４丁目314番地　アーバン富士見301号
債務者　功野　康代
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
熊本県合志市幾久富1909番地1482　メゾンカシオペア　103号
債務者　西釜佐知子
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
岡山県倉敷市白楽町704番地　住吉ハウス17号
債務者　萩原　保子
１　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市安江399番地１　エタニティー安江Ｂ―205
債務者　岩本　義弘
１　決定年月日時　平成29年７月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１１３７号
北海道石狩郡当別町太美町1483番地60　シャイン太美101号
債務者　黒川　香里
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８０号
札幌市東区伏古９条１丁目５番31号　ハイツ伏古Ｎｏ．５―105号
債務者　玉村　直久
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２０２号
北海道恵庭市桜町１丁目３番11―201号
債務者　岡野　絵美（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２２号
札幌市西区西野２条５丁目５番１号　ほのぼの山の手通
債務者　森脇　ミヨ（旧姓竹田）
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４８号
札幌市東区北36条東29丁目３番14号
債務者　好川　譲
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２６２号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目22番13―105号
債務者　池田　善経
１　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部